

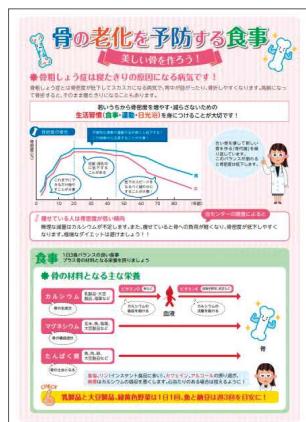
予防医療モデル事業

勤労者の健康確保を図るため、過労死に係る生活習慣病、勤労女性特有の健康障害等の発症予防及び増悪の防止に関する予防医療活動を通じて集積した事例の分析・評価等により効果的な予防法・指導法の開発に取り組み、全国の事業場へ普及することを目的としています。

予防法・指導法の例

深夜勤務者のための食生活ブック ～健康をめざすコンビニ食の選び方～

夜勤・交代勤務者は食事の時間が不規則になり、欠食や偏った内容の食事、間食などによっては肥満をはじめとした生活習慣病にもつながることから、夜勤・交代勤務者が食事で気をつけるべき点について、深夜に勤務するタクシー運転手の食事調査報告と併せながらコンビニを活用しながら健康を意識した具体的な食事のとり方を紹介。



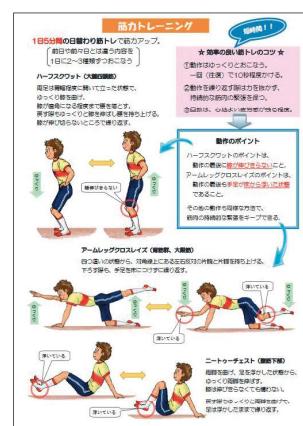
骨の老化を予防する食事 ～美しい骨を作ろう！～

勤労女性の骨粗鬆症予防に対する意識、栄養素摂取状況の調査研究を行った結果、骨粗鬆症予防には、若い頃からの正しい食事や運動習慣を身につけることが大切であり、その予防意識を高めるコツ、栄養素摂取の方法、生活習慣をどのように変えるべきかについて紹介。



～その他運動指導や食事指導についてのリーフレットを掲載しています～

URL : <https://www.johas.go.jp/yobomodel/tqid/1800/Default.aspx>



労災疾病に係る高度・専門的医療等の研究・開発、普及のために

劳災疾病等医学研究とは？

労災病院では長年、勤労者に発生したけがや病気に関する治療を行うだけでなく、職場復帰のためのリハビリテーションや治療と仕事の両立支援など、働く人々の支援に取り組んでいます。

このような労災医療にかかる豊富な治療経験と高い知見を活かして、様々な医学研究を行い、その成果を広く普及することにより、さらなる労働者の支援につなげています。

【研究紹介（代表例）】

がん患者の仕事復帰に向けた研究（研究テーマ「早期復職」）

現在、がんは我が国における死因のトップであり、2～3人に1人は生涯の間にがんと診断されます。がん治療の副作用により、筋力低下や、運動麻痺を引き起こし、仕事への復帰が難しくなったり、退職を余儀なくされたりするケースもあります。

がん患者さんが仕事復帰するために最も重要なのが体力の維持・増進です。それらに対して効果があると考えられているのが食事でのたんぱく質摂取や、運動療法です。そこで、がん手術後にたんぱく質を摂取した患者さんと摂取しなかった患者さんを比較検討することで、より早い仕事復帰につながる最適な食事療法と運動療法の確立を目指しています。

働く人の心の健康の研究（研究テーマ「メンタルヘルス」）

近年、うつ病等により心の健康状態（メンタルヘルス）が悪化することで休職してしまい、その後なかなか仕事に復帰できない方が増えています。

こうした心の不調は、記憶力や注意力といった、仕事をするうえで重要な「認知機能」と言われる能力に悪影響をもたらすことが分かっており、仕事への復帰が難しくなっている原因の一つであると考えられています。

本研究は、こうした他人からは目に見えづらい「認知機能」を調べてその改善を目指し、人々の仕事への復帰を支援する数少ない試みです。

労災疾病等
医学研究普及サイト



労災疾病等医学研究の概要、研究成果等については、
「労災疾病等医学研究普及サイト」から
閲覧することができます。
<https://www.research.johas.go.jp/>



労働災害や職業性疾病を 防止するために

労働安全衛生総合研究所では、職場での事故や病気を防ぎ、働く人の安全と健康を確保するため、理学、工学、医学、健康科学等様々な観点から総合的・専門的な調査及び研究を行っています。

調査・研究の成果は、法令、国の指針やガイドライン、JISの制定・改正等に活用されています。

また、成果を事業場の安全衛生の確保に役立てていただけるように積極的に普及・広報活動を行っています。

労働災害を防止するための研究の実施

当研究所では、以下の分野を重点として働く人の安全と健康を確保する研究を行っています。

【主な研究領域】

○ 産業社会の変化により生じる労働安全衛生の課題に関する研究

職場のストレス、長時間労働及び交替制勤務等が過労死やメンタルヘルスなどの健康に及ぼす影響について分析し、その予防に関する研究を実施しています。ナノ・マテリアルなどの新材料や新技術に起因する労働災害の防止に関する研究を実施しています。

○ 産業現場における危険・有害性に関する研究

労働災害が多発している機械設備、作業、化学物質等に着目し、墜落災害、爆発災害、化学物質によるがん、熱中症、腰痛などの現場における危険・有害性について分析し、その対策に関する研究を実施しています。

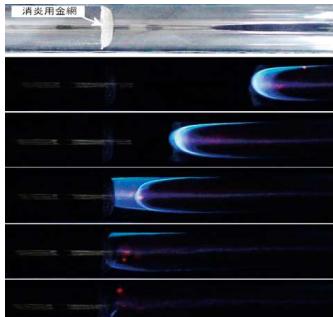
○ 職場のリスク評価とリスク管理に関する研究

職場における、危険・有害因子にさらされる（ばく露）量の評価方法、危険・有害な影響を及ぼす可能性とその影響の程度（リスク）の評価法等の確立や、リスク管理を効果的に実施していくためのツールの開発等に関する研究を実施しています。

実験装置、研究の例



「粉体貯蔵槽における静電気危険性の研究」に使用する実規模実験装置



透明なパイプを伝ばする火炎が金網部で消える様子



介護労働者の腰痛予防のための負担軽減の評価



ナノ粒子エアロゾル発生装置

災害調査の実施

厚生労働省の要請に基づき、化学プラントの爆発火災災害や化学物質によるがんなどの発生メカニズムが複雑な労働災害や、トンネル工事での水没事故など重大な労働災害の発生原因を調査し、二度と発生させないためにはどうしたらよいかを検討し、厚生労働省に提案しています。また、同じような災害の発生防止に役立ててもらうために、過去に実施した災害調査の報告書をホームページに掲載し、周知しています。

災害調査の実施例



ジブローダーの折損災害



高速道路耐久性向上工事鉛中毒災害

国際連携の推進

研究協力協定

米国国立労働安全衛生研究所（NIOSH US）、英国安全衛生研究所（HSL）、韓国労働安全衛生研究院（OSHRI）、マレーシア国立労働安全衛生研究所（NIOSH Malaysia）など各国の研究機関や大学と研究協力協定を締結し、国際的な共同研究、最新の情報交換、研究協力を推進しています。

国際会議への参加・シンポジウムの開催

欧州を中心とした労働安全衛生機関の連絡会議である Sheffield Group Meetingへの参加、国際シンポジウム等の開催、海外からの研修生の受け入れ等を通して、最先端の海外情報の収集、情報交換、国際貢献を推進しています。

WHO労働衛生協力センター

世界保健機関（WHO）から労働衛生協力センターの指定を受け、WHOの活動に貢献しています。

広報活動

広報活動

研究成果の学会での発表はもとより、「年報」、「特別研究報告」、「技術資料」、「技術指針」などの各種刊行物を発行するほか、和文の学術論文誌「労働安全衛生研究」、英文の国際学術論文誌「Industrial Health」を発行しています。

広く関係者による災害防止の参考に資するために、ホームページやメールマガジン「安衛研ニュース」、安全衛生技術講演会等による広報活動を行っています。

職業がんから勤労者を守るために

化学物質の有害性調査を実施

現在、労働現場では多種多様な化学物質が取り扱われており、さらに毎年数百の化学物質が新たに製造され、様々な産業で使用されています。これらの化学物質の中には、職業がんを始め重篤な健康障害を引き起こす原因となる物質があります。

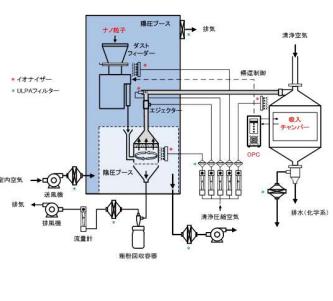
このため、新たに開発された化学物質については、労働現場で使用される前に有害性を調査することを国が事業者に義務づけており、また既存の化学物質についても、有害性が未知なものは、国が自ら有害性の調査を実施することとしています。

既存化学物質の有害性、特に発がん性調査を実施するために、また事業者の行う有害性調査を支援するため、国は日本バイオアッセイ研究センターを設置し、平成28年度より労働者健康安全機構で運営を行っています。

労働現場では、空気中に浮遊する化学物質を吸い込むことにより疾患につながることが多いため、化学



日本バイオアッセイ研究センター全景



物質の吸入による毒性を知ることが非常に重要です。そのため当センターでは、実際の作業者の労働状況に合わせて、ラットやマウスに化学物質を吸入させる試験を実施しています。また、化学物質を吸入させる試験のみならず、口を通して胃に注入する試験（経口試験）も行っています。

当センターでは、これまで50余りの化学物質の発がん性試験を実施し、その成果は国際がん研究機関(IARC)などの国際的な機関からも高く評価されています。

健康で安心して働く 職場づくりを支援するために

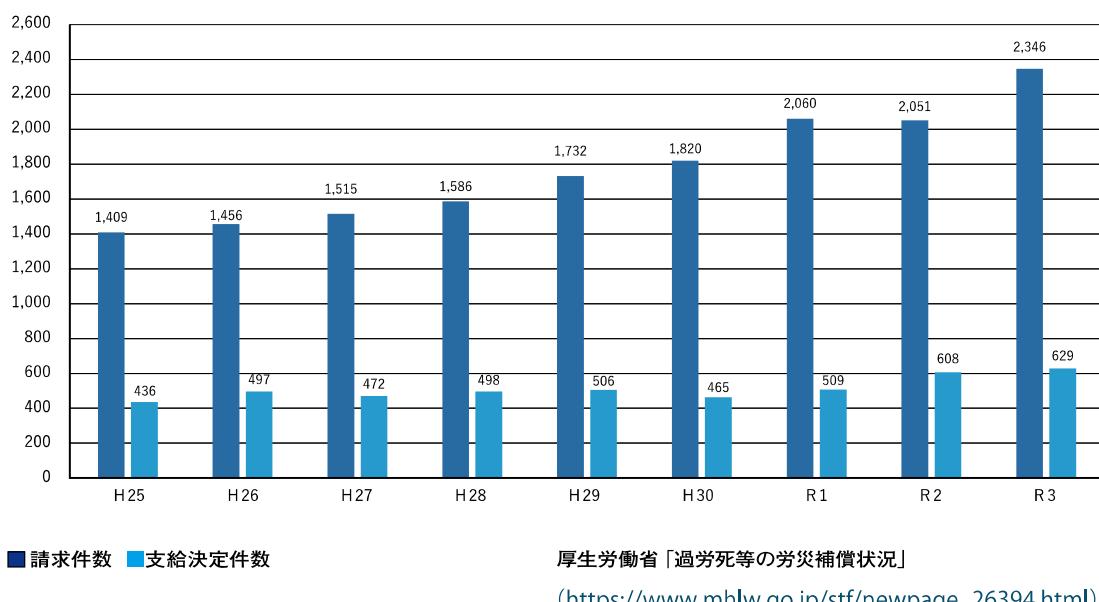
劳働者の健康問題の多様化、働き方改革

近年、過労死やメンタルヘルス不調が社会問題としてクローズアップされる中で、事業者は、政府が策定した働き方改革実行計画を踏まえ、長時間労働者の健康確保対策やメンタルヘルス対策、治療と仕事の両立支援に取り組むことが求められています。

このような背景を踏まえ、当機構では、健康診断に基づく健康管理や、ストレスチェック制度の推進を含めたメンタルヘルス対策といった事業者の産業保健活動の支援に取り組んでいます。さらに、疾病を抱える労働者に対して治療と仕事の両立への取組支援を行っています。



精神障害に係る労災請求・支給決定件数の推移

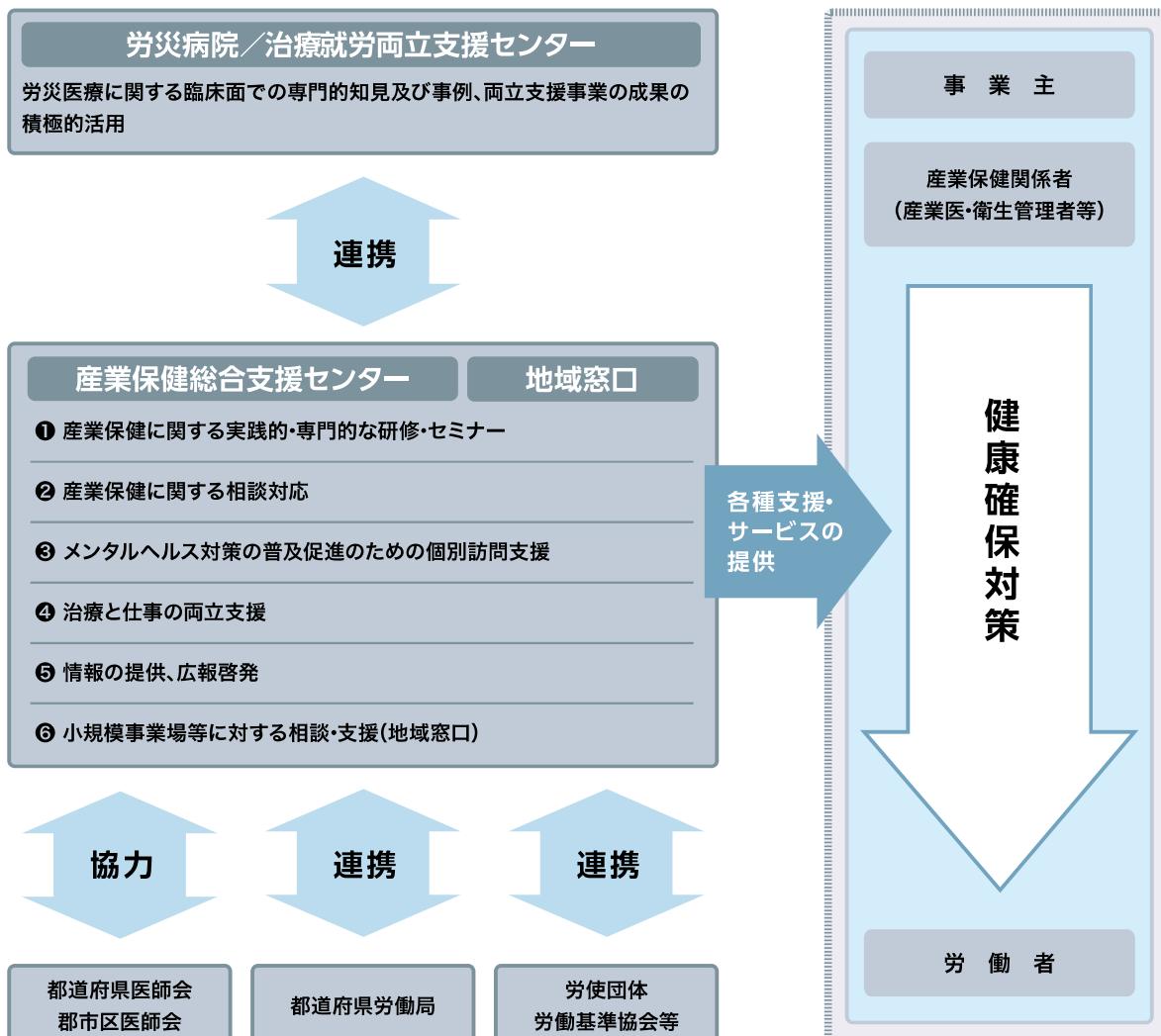


産業保健総合支援センターと地域産業保健センター

全国 47 都道府県に産業保健総合支援センターを設置し、事業場で産業保健活動に携わる産業医、保健師、衛生管理者をはじめ、事業主、人事労務担当者の方などを支援しています。

また、産業保健総合支援センターの地域窓口として、概ね労働基準監督署管轄区域毎に地域産業保健センターを設置し、労働者数 50 人未満の小規模事業場やそこで働く人を対象として、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを提供しています。

産業保健総合支援センターの活動



産業保健総合支援センターで提供しているサービス(産業保健スタッフ向けサービス等)

産業保健関係者に対する専門的研修

産業医、保健師、看護師、衛生管理者の方などを対象として、産業保健に関する様々なテーマの研修を実施しています。



産業保健研修会の様子



実地研修

産業保健関係者からの専門的相談への対応

産業医学、労働衛生工学、メンタルヘルス、労働衛生関係法令等に豊富な知識や経験を有する専門スタッフが、産業保健に関する様々な疑問や問題について、窓口、電話、メール等でご相談に応じ、解決方法を助言しています。また、事業場の状況に応じた専門的な支援が必要な場合には、事業場を訪問する実地相談も実施しています。



個室での相談風景

治療と仕事の両立支援

治療と仕事の両立を支援するため、社会保険労務士や保健師などの専門のスタッフが、両立支援に関する研修・セミナー、事業者やがん等の患者（労働者）からの相談対応、事業者への個別訪問支援及び患者（労働者）と事業場の個別調整支援を実施しています。また、労災病院やがん拠点病院等の医療機関と連携して、両立支援のための相談窓口を開設しています。

メンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援

メンタルヘルス対策に精通した専門スタッフが中小規模事業場に訪問し、ストレスチェック制度の導入を含めた職場のメンタルヘルス対策推進のための支援を行います。また、管理監督者や若年労働者を対象としたメンタルヘルス教育も実施しています。

産業保健活動支援のための助成

中小企業や労災保険の特別加入者を支援する団体等が傘下の中小企業等に対し、産業医、保健師等の専門職の他、産業保健サービスを提供する事業者と契約し、産業保健サービスを提供した際、その費用の一部を助成する団体経由産業保健活動推進助成金を支給しています。



地域産業保健センターで提供しているサービス（小規模事業場向けサービス）

労働者の健康管理（メンタルヘルスを含む）に係る相談

健康診断で、脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対して、医師又は保健師が日常生活面での指導や健康管理に関する情報提供などを行うほか、労働者の健康管理に関し広く相談を受け付けます。

また、メンタルヘルス不調を感じている労働者に対して、医師又は保健師が相談・指導を行います。

健康診断の結果についての医師からの意見聴取

健康診断で、異常の所見があった労働者に関して、健康保持のための対応策などについて、事業主が医師から意見を聞くことができます。

長時間労働者や高ストレス者に対する面接指導

時間外労働が長時間に及ぶ労働者やストレスチェックの結果、高ストレスであるとされた労働者に対し、医師が面接指導を行います。

個別訪問による産業保健指導の実施

医師、保健師又は労働衛生工学の専門家が事業場を訪問し、作業環境管理、作業管理、メンタルヘルス対策等の健康管理の状況を踏まえ、総合的な助言・指導を行います。

産業保健情報の提供

産業保健総合支援センターでは、ホームページ、メールマガジン、情報誌『産業保健21』等を通じて、産業保健に関する最新かつ有用な情報を提供しています。

情報提供サービスの詳細やメールマガジンの登録は、各産業保健総合支援センターのホームページ（当機構のホームページからのリンク有）をご覧ください。

当機構のホームページで情報誌『産業保健21』のバックナンバーの閲覧と検索ができます。



URL: <https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/johoteikyo/tabcid/128/Default.aspx>

産業保健調査研究

産業保健総合支援センターでは、地域の産業保健活動の活性化に役立つ調査研究を実施しています。この調査研究の成果は、毎年機構本部が開催する「産業保健調査研究発表会」において発表するとともに、産業保健総合支援センターが実施する研修会の資料等として活用しています。

当機構のホームページに産業保健調査研究の抄録及び資料を掲載しています。



産業保健調査研究発表会の様子

URL: https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/sanpo_chosa/tabcid/334/Default.aspx

働く人々の安心と福祉の向上のために

未払賃金の立替払事業

労働者とその家族の生活の安定を図る国のセーフティネットとしての未払賃金立替払制度

未払賃金の立替払制度は、企業倒産に伴い賃金が支払われないまま退職した労働者に対し、「賃金の支払の確保等に関する法律」に基づいて、その未払賃金の一部を政府が事業主に代わって立替払する制度です。

当機構が本制度を実施し、立替払を行った時は、機構はその立替払金に相当する額について賃金請求権を代位取得し、事業主等に求償します。

昭和51年（1976年）に本制度が創設されて以来、令和4年3月までの間に、約130万人に対し、総額約5,406億円の立替払を行っています。

令和3年度における立替払支給者数は9,560人、立替払額は約36億円です。

未払賃金立替払制度の概要

1 事業主に係る要件

- ① 労災保険の適用事業の事業主であり、かつ、
1年以上事業を実施していること
- ② 倒産していること
イ 法律上の倒産（裁判所による）
 - ・破産手続開始の決定があったこと（破産法）
 - ・特別清算手続開始の命令を受けたこと（会社法）
 - ・再生手続開始の決定があったこと（民事再生法）
 - ・更生手続開始の決定があったこと（会社更生法）

事実上の倒産（中小企業事業主のみ）
(労働基準監督署長の認定)

- ・事業活動停止しており、再開見込・賃金支払能力がないこと

※ 中小企業事業主とは、以下のいずれかに該当する事業主をいう

- ・資本金の額等が3億円以下又は労働者数が300人以下で、
以下の業種以外の業種
- ・資本金の額等が1億円以下又は労働者数が100人以下の卸売業
- ・資本金の額等が5千万円以下又は労働者数が100人以下の
サービス業
- ・資本金の額等が5千万円以下又は労働者数が50人以下の小売業

2 労働者に係る要件

- ① 破産手続開始等の申立ての6か月前の日から2年間に退職していること
- ② 未払賃金額等について、破産管財人等が証明
(事実上の倒産の場合には、労働基準監督署長が確認)
- ③ 破産手続開始の決定等の日の翌日から2年以内に立替払請求

○ 立替払の対象となる賃金

退職日の6か月前から請求日の前日までに支払期日が到来している未払賃金（定期給与と退職金（ボーナスは含まず）ただし、総額2万円未満のときは対象外。）

○ 立替払の額

未払賃金総額の8割（限度あり）

退職日における年齢	未払賃金総額の限度額	立替払の上限額
45歳以上	370万円	296万円(370万円×0.8)
30歳以上45歳未満	220万円	176万円(220万円×0.8)
30歳未満	110万円	88万円(110万円×0.8)

例) 退職日に35歳で未払賃金が200万円の場合は、立替払額160万円
300万円 176万円



請求の流れ



未払賃金立替払制度研修会の様子／各裁判所、各弁護士会等のご協力を得ながら、弁護士等の方々に未払賃金立替払制度について研修会を行っています。

産業殉職者を慰霊するために

被災労働者や遺族に対する援護事業

高尾みころも靈堂

高尾みころも靈堂は、労災保険法施行20周年記念事業として、産業災害により殉職された方々の尊い御靈をお慰めするため、昭和47年5月に建立されたものです。開堂以来、毎年秋に遺族をはじめ政財界、労働団体の代表等をお招きし、産業災害により不幸にして亡くなられた方々の御靈を合祀し、安全な職場環境の実現と労働災害の根絶に向けて努力することを御靈の前で誓う、産業殉職者合祀慰靈式を挙行するほか、多彩な行事を催し、御靈をお慰めしております。

慰靈式には、5年毎に、昭和・平成を通じて当時の皇太子同妃両殿下が臨席されており、令和4年産業殉職者合祀慰靈式においては、秋篠宮皇嗣同妃両殿下御臨席の下、開催いたしました。

現在、この靈堂には、昭和22年以来令和3年度末までの間に産業災害により殉職された271,034名の方々の御靈簿が奉安されております。



高尾みころも靈堂



令和4年度産業殉職者合祀慰靈式

秋篠宮皇嗣同妃両殿の御臨席



御供花



遺族へのお声かけ

石綿関連の疾病を発症された労働者や遺族のために

建設アスベスト給付金制度における給付金の支払業務

厚生労働大臣からの委託を受け、建設アスベスト給付金制度の支払業務を実施

建設アスベスト給付金制度は、「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」(令和3年法律第74号)に基づいて、石綿にさらされる建設業務に従事した労働者等が石綿を吸入することにより発生する疾病にかかり、精神上の苦痛を受けたことについて、最高裁判決等において国の責任が認められたことに鑑み、被害者の方々へ損害の迅速な賠償を図るため、国が給付金を支給する制度です。

当機構は、厚生労働大臣からの委託により、「特定石綿被害建設業務労働者等給付金等支払基金」を設け、国の認定を受けた方に対する建設アスベスト給付金の支払業務を実施しています。

建設アスベスト給付金制度の概要

1 給付金の対象者

- 以下の①～③の要件を満たす方が対象となります。
- ① 次の表の期間ごとに、表に記載している石綿にさらされる建設業務に従事することにより、
 - ② 石綿関連疾病にかかった
 - ③ 労働者や、一人親方・中小事業主（家族従事者等を含む）であること

期間	業務
昭和47年10月1日～昭和50年9月30日	石綿の吹付け作業に係る業務
昭和50年10月1日～平成16年9月30日	一定の屋内作業場で行われた作業に係る業務

※ 石綿関連疾病：(1)中皮種 (2)肺がん (3)著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚 (4)石綿肺（じん肺管理区分が管理2～4）
 (5)良性石綿胸水

※ ご本人がお亡くなりになられている場合には、ご遺族（配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄妹姉妹）からの請求が可能です。

2 給付金の支給等

- ① 給付金の支給
国は、特定石綿被害建設業務労働者等又はその遺族に対し、以下の額の給付金を支給

1 石綿肺管理2でじん肺法所定の合併症のない者	550万円
2 石綿肺管理2でじん肺法所定の合併症のある者	700万円
3 石綿肺管理3でじん肺法所定の合併症のない者	800万円
4 石綿肺管理3でじん肺法所定の合併症のある者	950万円
5 中皮腫、肺がん、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚、石綿肺管理4、良性石綿胸水である者	1,150万円
6 上記1及び3により死亡した者	1,200万円
7 上記2、4及び5により死亡した者	1,300万円

② 権利の認定等

厚生労働大臣は、請求に基づき、給付金の支給を受ける権利を認定
短期ばく露、喫煙の習慣を有した者（肺がんにかかったものに限る）に係る減額

請求期限：医師の診断時・管理区分の決定時／死亡時から20年
差押禁止、非課税

③ 追加給付金の支給

症状が悪化した者に対し、追加給付金（①の1～7の区分の差額分）を支給

④ 認定審査会

厚生労働大臣は「特定石綿被害建設業務労働者等認定審査会」の審査の結果に基づき認定

3 基金の設置等

当機構に、支払に要する費用に充てるために「特定石綿被害建設業務労働者等給付金等支払基金」を設け、給付金等の支払の業務を実施

請求の流れ

請求者

国

労働者健康安全機構

①請求

②認定

③支払・通知

施設一覧 令和4年4月時点

◎労災病院

北海道中央	〒068-0004 北海道岩見沢市4条東16-5	(0126)22-1300
釧路	〒085-8533 北海道釧路市中園町13-23	(0154)22-7191
青森	〒031-8551 青森県八戸市大字白銀町字南ヶ丘1	(0178)33-1551
東北	〒981-8563 宮城県仙台市青葉区台原4-3-21	(022)275-1111
秋田	〒018-5604 秋田県大館市輕井沢字下岱30	(0186)52-3131
福島	〒973-8403 福島県いわき市内郷綴町沼房3	(0246)26-1111
千葉	〒290-0003 千葉県市原市辰巳台東2-16	(0436)74-1111
東京	〒143-0013 東京都大田区大森南4-13-21	(03)3742-7301
関東	〒211-8510 神奈川県川崎市中原区木月住吉町1-1	(044)411-3131
横浜	〒222-0036 神奈川県横浜市港北区小机町3211	(045)474-8111
新潟	〒942-8502 新潟県上越市東雲町1-7-12	(025)543-3123
富山	〒937-0042 富山県魚津市六郎丸992	(0765)22-1280
浜松	〒430-8525 静岡県浜松市東区将監町25	(053)462-1211
中部	〒455-8530 愛知県名古屋市港区港明1-10-6	(052)652-5511
旭	〒488-8585 愛知県尾張旭市平子町北61	(0561)54-3131
大阪	〒591-8025 大阪府堺市北区長曾根町1179-3	(072)252-3561
関西	〒660-8511 兵庫県尼崎市稻葉荘3-1-69	(06)6416-1221
神戸	〒651-0053 兵庫県神戸市中央区籠池通4-1-23	(078)231-5901
和歌山	〒640-8505 和歌山県和歌市木ノ本93-1	(073)451-3181
山陰	〒683-8605 鳥取県米子市皆生新田1-8-1	(0859)33-8181
岡山	〒702-8055 岡山県岡山市南区築港緑町1-10-25	(086)262-0131
中国	〒737-0193 広島県呉市広多賀谷1-5-1	(0823)72-7171
山口	〒756-0095 山口県山陽小野田市大字小野田1315-4	(0836)83-2881
香川	〒763-8502 香川県丸亀市城東町3-3-1	(0877)23-3111
愛媛	〒792-8550 愛媛県新居浜市南小松原町13-27	(0897)33-6191
九州	〒800-0296 福岡県北九州市小倉南区曾根北町1-1	(093)471-1121
九州・門司 メディカルセンター	〒801-8502 福岡県北九州市門司区東港町3-1	(093)331-3461
長崎	〒857-0134 長崎県佐世保市瀬戸越2-12-5	(0956)49-2191
熊本	〒866-8533 熊本県八代市竹原町1670	(0965)33-4151

◎医療リハビリテーションセンター

吉備高原	〒716-1241 岡山県加賀郡吉備中央町吉川7511	(0866)56-7141
------	--------------------------------	---------------

◎せき損センター

総合せき損 センター	〒820-8508 福岡県飯塚市伊岐須550-4	(0948)24-7500
北海道せき損 センター	〒072-0015 北海道美唄市東4条南1-3-1	(0126)63-2151

◎治療就労両立支援センター(労災病院内)

北海道中央	〒068-0004 北海道岩見沢市4条東16-5	(0126)22-1300
東北	〒981-8563 宮城県仙台市青葉区台原4-3-21	(022)275-1085
東京	〒143-0013 東京都大田区大森南4-13-21	(03)3742-7301
関東	〒211-8510 神奈川県川崎市中原区木月住吉町1-1	(044)434-6337
中部	〒455-8530 愛知県名古屋市港区港明1-10-6	(052)652-2976
大阪	〒591-8025 大阪府堺市北区長曾根町1179-3	(072)252-3561
関西	〒660-8511 兵庫県尼崎市稻葉荘3-1-69	(06)6416-1221
中国	〒737-0193 広島県呉市広多賀谷1-5-1	(0823)72-7171
九州	〒800-0296 福岡県北九州市小倉南区曾根北町1-1	(093)472-6835

◎労災疾病研究センター

アスベスト疾患研究 研修センター	〒702-8055 岡山県岡山市南区築港緑町1-10-25	(086)283-0055
---------------------	----------------------------------	---------------

◎看護専門学校

釧路	〒085-0052 北海道釧路市中園町13-38	(0154)25-9817
東北	〒981-0911 宮城県仙台市青葉区台原4-6-10	(022)233-0617
千葉	〒290-0003 千葉県市原市辰巳台東2-13-2	(0436)75-0542
横浜	〒222-0036 神奈川県横浜市港北区小机町3211	(045)474-6570
中部	〒455-0018 愛知県名古屋市港区港明1-10-5	(052)652-3775
大阪	〒591-8025 大阪府堺市北区長曾根町1180-15	(072)252-2725
関西	〒660-0064 兵庫県尼崎市稻葉荘3-1-69	(06)6419-2177
岡山	〒702-8055 岡山県岡山市南区築港緑町1-10-25	(086)261-8180
熊本	〒866-0826 熊本県八代市竹原町1517-2	(0965)33-2009

産業保健総合支援センター全国統一ダイヤル



サンポヲシロウ
ナビダイヤル 0570-038046

全国共通の電話番号で、最寄りの産業保健総合支援センターに着信するナビダイヤルを設置しています。

◎産業保健総合支援センター

北海道	〒060-0001	北海道札幌市中央区北1条西7-1 プレスト1・7ビル2F	(011)242-7701
青森	〒030-0862	青森県青森市古川2-20-3 朝日生命青森ビル8F	(017)731-3661
岩手	〒020-0045	岩手県盛岡市盛岡駅西通2-9-1 マリオス14F	(019)621-5366
宮城	〒980-6015	宮城県仙台市青葉区中央4-6-1 SS30 15F	(022)267-4229
秋田	〒010-0874	秋田県秋田市千秋久保田町6-6 秋田県総合保健センター4F	(018)884-7771
山形	〒990-0047	山形県山形市旅籠町3-1-4 食糧会館4F	(023)624-5188
福島	〒960-8031	福島県福島市栄町6-6 NBFユニックスビル10F	(024)526-0526
茨城	〒310-0021	茨城県水戸市南町3-4-10 水戸FFセンタービル8F	(029)300-1221
栃木	〒320-0811	栃木県宇都宮市大通り1-4-24 MSCビル4F	(028)643-0685
群馬	〒371-0022	群馬県前橋市千代田町1-7-4 群馬メディカルセンター2F	(027)233-0026
埼玉	〒330-0064	埼玉県さいたま市浦和区岸町7-5-19 全電通埼玉会館あけぼのビル3F	(048)829-2661
千葉	〒260-0013	千葉県千葉市中央区中央3-3-8 日進センタービル8F	(043)202-3639
東京	〒102-0075	東京都千代田区三番町6-14 日本生命三番町ビル3F	(03)5211-4480
神奈川	〒221-0835	神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町 3-29-1 第6安田ビル3F	(045)410-1160
新潟	〒951-8055	新潟県新潟市中央区蘿町通二ノ町2077 朝日生命新潟万代橋ビル6F	(025)227-4411
富山	〒930-0856	富山県富山市牛島新町5-5 インテックビル4F	(076)444-6866
石川	〒920-0024	石川県金沢市西金1-1-3 コンフィデンス金沢8F	(076)265-3888
福井	〒910-0006	福井県福井市中央1-3-1 加藤ビル7F	(0776)27-6395
山梨	〒400-0047	山梨県甲府市徳行5-13-5 山梨県医師会館2F	(055)220-7020
長野	〒380-0935	長野県長野市中御所1-16-11 鈴正ビル2F	(026)225-8533
岐阜	〒500-8844	岐阜県岐阜市吉野町6-16 大同生命・廣瀬ビル8F	(058)263-2311
静岡	〒420-0034	静岡県静岡市葵区常磐町2-13-1 住友生命静岡常磐町ビル9F	(054)205-0111
愛知	〒461-0005	愛知県名古屋市東区東桜1-13-3 NHK名古屋放送センタービル2F	(052)950-5375
三重	〒514-0003	三重県津市桜橋2-191-4 三重県医師会館5F	(059)213-0711
滋賀	〒520-0047	滋賀県大津市浜大津1-2-22 大津商中日生ビル8F	(077)510-0770
京都	〒604-8186	京都府京都市中京区車屋町通御池下ル梅屋町361-1 アーバネックス御池ビル東館5F	(075)212-2600
大阪	〒540-0033	大阪府大阪市中央区石町2-5-3 エル・おおさか南館9F	(06)6944-1191
兵庫	〒651-0087	兵庫県神戸市中央区御幸通6-1-20 ジイティックスアセントビル8F	(078)230-0283
奈良	〒630-8115	奈良県奈良市大宮町1-1-32 奈良交通第3ビル3F	(0742)25-3100

和歌山	〒640-8137	和歌山県和歌山市吹上2-1-22 和歌山県日赤会館7F	(073)421-8990
鳥取	〒680-0846	鳥取県鳥取市扇町115-1 鳥取駅前第一生命ビルディング6F	(0857)25-3431
島根	〒690-0003	島根県松江市朝日町477-17 松江SUNビル7F	(0852)59-5801
岡山	〒700-0907	岡山県岡山市北区下石井2-1-3 岡山第一生命ビルディング12F	(086)212-1222
広島	〒730-0011	広島県広島市中区基町11-13 合人社広島紙屋町アネクス5F	(082)224-1361
山口	〒753-0051	山口県山口市旭通り2-9-19 山口建設ビル4F	(083)933-0105
徳島	〒770-0847	徳島県徳島市幸町3-61 徳島県医師会館3F	(088)656-0330
香川	〒760-0050	香川県高松市亀井町2-1 朝日生命高松ビル3F	(087)813-1316
愛媛	〒790-0011	愛媛県松山市千舟町4-5-4 松山千舟454ビル2F	(089)915-1911
高知	〒780-0850	高知県高知市丸ノ内一丁目7番45号 総合あんしんセンター3階	(088)826-6155
福岡	〒812-0016	福岡県福岡市博多区博多駅南2-9-30 福岡県メディカルセンタービル1F	(092)414-5264
佐賀	〒840-0816	佐賀県佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル4F	(0952)41-1888
長崎	〒852-8117	長崎県長崎市平野町3-5 建友社ビル3F	(095)865-7797
熊本	〒860-0806	熊本県熊本市中央区花畠町9-24 住友生命熊本ビル3F	(096)353-5480
大分	〒870-0046	大分県大分市荷揚町3-1 いちご・みらい信金ビル6F	(097)573-8070
宮崎	〒880-0024	宮崎県宮崎市祇園3-1 矢野産業祇園ビル2F	(0985)62-2511
鹿児島	〒890-0052	鹿児島県鹿児島市上之園町25-1 中央ビル4F	(099)252-8002
沖縄	〒901-0152	沖縄県那覇市字小禄1831-1 沖縄産業支援センター2F	(098)859-6175

◎労働安全衛生総合研究所

清瀬地区	〒204-0024 東京都清瀬市梅園1-4-6	(042)491-4512
登戸地区	〒214-8585 神奈川県川崎市多摩区長尾6-21-1	(044)865-6111

◎日本バイオアッセイ研究センター

〒257-0015 神奈川県秦野市平沢2445	(0463)82-3911
----------------------------	---------------

◎納骨堂

高尾みどりも靈堂	〒193-0941 東京都八王子市狭間町1992	(042)663-3931
----------	-----------------------------	---------------



労働者健康安全機構(JOHAS) 公式ホームページ

<https://www.johas.go.jp>



独立行政法人 労働者健康安全機構 (JOHAS)

〒211-0021 神奈川県川崎市中原区木月住吉町1番1号

TEL.044-431-8600

2023.04.01